

おおい町地元就職応援事業補助金交付要綱

〔 令和 7 年 7 月 1 4 日
告示第 2 0 9 号 〕

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、学生の地元就職に向けた活動を応援し、将来的な U ターン促進を図るため、就職関連活動を行う際の経費に対し、予算の範囲内において、おおい町地元就職応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、おおい町補助金等交付規則（平成 1 8 年おおい町規則第 3 2 号）及びおおい町しごと創生室所管補助金等交付要綱（令和 2 年おおい町告示第 1 9 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 大学等 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、その他これらに準ずる教育施設として町長が認めるものをいう。
- （2） 学生 町外（嶺南地域は除く。）で居住し、かつ、大学等に在学し、大学等の就学以前に 1 年以上町に住所を有していた者をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第 7 条の規定による申請時において、満 1 8 歳以上の学生とする。

（補助対象活動）

第 4 条 補助金の交付対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、次のとおりとする。

- （1） 町が主催する就職活動の関連イベント
- （2） その他町内で開催されるもので、町長が認める就職活動

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が居住地から補助対象活動の会場、又は、大学等就学以前の町内居住地を往復する際の交通費であって、次のとおりとする。この場合において、当該往復に係る方法及び経路は、距離的又は経済的な制限はないが、当該目的に沿った合理的な経路であることとする。

- （1） 公共交通機関（鉄道、航空機、長距離バス、旅客船等）の運賃等（ただし、補助対象活動の日を基準とし、当該交通機関の利用日が前後 2 0 日以内のものに限る。）
- （2） 有料道路利用料金（ただし、補助対象活動の日を基準とし、当該有料道路の利用日が前後 2 0 日以内のものに限る。）

2 補助対象経費は、補助対象者が現に支払った額とする。

(補助金額及び上限額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の千円未満を切り捨てた額とする。

- 2 福井県から別に交通費支援を受ける場合の補助金の額は、補助対象経費の合計額から、当該支援額を差し引いた額の千円未満を切り捨てた額とする。ただし、補助対象経費と福井県が支援対象とする経費が同一でない場合は、この限りではない。
- 3 補助金の額は、別表に定める居住地別の上限額を超えることができない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、おおい町地元就職応援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、補助対象活動の日から30日以内に町長へ提出しなければならない。ただし、補助対象活動の日が3月の場合は、当該月中に提出しなければならない。

- (1) 補助対象活動への参加を証明するもの（補助対象活動確認票（様式第2号）等）
- (2) 補助対象経費の支払いを証明するもの（領収書等）
- (3) 学生証又は在学証明書の写し
- (4) 振込先口座が分かるものの写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付を受けることができる回数は、年度内に一人1回を限度とする。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の決定及び交付金額を確定のうえ、おおい町地元就職応援事業補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第3号）により通知する。

- 2 町長は、前項の場合において申請金額の全部又は一部を交付しないことを決定したときには、申請者に対しておおい町地元就職応援事業補助金（不支給・一部支給）決定通知書（様式第4号）により通知する。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、補助金の交付決定及び支給を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) その他町長が相当の事由があると認めたとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第5条関係）

居住地	上限額
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、島根県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、海外の国又は地域	15,000円
鳥取県	14,000円
長野県、香川県	13,000円
静岡県、岡山県	12,000円
和歌山県	10,000円
三重県	9,000円
大阪府、兵庫県	8,000円
愛知県、奈良県、富山県	7,000円
石川県	6,000円
岐阜県、滋賀県、京都府、福井県（嶺北地域）	5,000円

様式第 1 号（第 7 条関係）

おおい町地元就職応援事業補助金交付申請書兼請求書				
年 月 日 おおい町長 様 おおい町地元就職応援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、補助金の交付を受けたいので次のとおり申請及び請求いたします。 また、町が交付要件の該当性を審査するにあたり、以下の事項に同意します。 【同意事項】 ・ 住民基本台帳等の関係公簿から住民登録情報を確認すること ・ 申請に際して得た個人情報について、福井県に提供すること				
申請者	氏名	印	生年 月 日	年 月 日生
	町外の 居住地	〒		
	連絡先	(TEL) (Mail)		
	学校名	※学部、学科、研究科、コース等まで記載してください。		
	帰省先 住所	〒 (TEL) おおい町		
補助金額の算定	① 補助対象経費		円	添付書類（領収書等） 記載金額の総計
	② 福井県への支援申請額		円	
	③ ①から②を引いた額		円	千円未満切り捨て
	④ 補助金の上限額		円	別表 1 の上限額
	⑤ 補助金申請・請求額		円	③と④を比較して 少ない額
振込口座	金融機関名		支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義			

- 【添付書類】 ※添付確認ができれば、□に✓してください。
- ☐ 補助対象活動確認票（様式第 2 号）又は福井県指定の訪問確認票の写し
 - ☐ 補助対象経費の支払いを証明するもの（別紙）
 - ☐ 学生証又は在学証明書の写し
 - ☐ 振込口座が分かるものの写し（通帳やカード等）

補助対象活動確認票

- ・当日この確認票を活動先に持参してください。
- ・《訪問先記入欄》は訪問先の担当者に記入を依頼してください。

《申請者記入欄》

活動内容 (いずれかの□に ☑と、名称を記入)	☐ 町が主催する就職活動関連イベント 例：おおい町地元就職説明会 等 (名称： _____) ☐ その他 (_____)
活動日	年 月 日 (～ 年 月 日)
確認事項 (該当するものに ☑を記入)	■交通費支援「切符等の購入方法」について ☐現金 ☐ＩＣカード ☐その他 (_____) ☐クレジットカード (学生自身のカード) <u>※家族カードや親のカードを利用して購入した場合は、支援の対象外です。</u> ■申請する移動経路について ☐往路のみ ☐復路のみ ☐往復経路 ■福井県からの支援金（補助金）について ☐支援金（補助金）を申請している ☐支援金（補助金）を申請していない
☐ 上記の内容に相違ありません。 <u>※☑を入れてください。</u> <u>※なお、虚偽の申請を行った場合は補助金を返還していただきます。</u>	

《訪問先記入欄》

・申請者が当方を訪問し、活動に参加したことを確認しました。	
訪問先団体名	
郵便番号 住所	
電話番号	
担当者氏名 (署名または、記名・捺印)	

訪問先担当者様へのお願い

- ・この確認票は、町が現地活動等への交通費支援をするための必要書類として、訪問先へ訪問したことを確認するものとして使用しますので、必要事項を記入してください。
- ・申請者がこの確認票を持参したときは、記入にご協力くださいますようお願いいたします。
- ・事実確認のため、ご担当者様に連絡をさせていただく場合があります。

(貼付書類)

領収書や切符等の費用が確認できるものを、
この枠内に貼り付けてください。

- ※ 原本を貼り付けてください。
(福井県へ原本を提出しなければならない場合のみ、写しの貼り付けを可とします。)
- ※ 枠内に収まらない場合は裏面やA4サイズの紙に貼り付けて提出してください。
- ※ 交通費の領収書や切符等を貼り付ける際には、その近くに実際の移動日および移動した区間を記入してください。(例：4/6 東京→福井)

(例) 貼り付けイメージ

領収書	申請者氏名 様
領収書等の宛名欄には申請者氏名をご記入ください。	

4/6 東京→福井 (往路分)

領収書	申請者氏名 様
領収書等の宛名欄には申請者氏名をご記入ください。	

4/7 福井→東京 (復路分)

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

おおい町長 印

おおい町地元就職応援事業補助金交付決定通知書及び
交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあったおおい町地元就職応援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。
なお、当該交付の決定は、交付額の確定を兼ねるものとして、併せて通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

おおい町長 印

おおい町 地元就職応援事業補助金（不支給・一部支給）
決定通知書

年 月 日付けで申請・請求のあったおおい町地元就職応援事業補助金については、審査の結果、下記の理由により（不支給・一部支給）となりましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|---------------|---|---|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 4 | （不支給・一部支給）の理由 | | |